

ロッティなか

指定児童発達支援契約書・重要事項説明書

氏名 \_\_\_\_\_ I D \_\_\_\_\_

社会福祉法人 博友会

ロッティなか

## ロッティなか児童発達支援利用契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と社会福祉法人博友会（以下「事業者」という）は、ロッティなか提供の児童福祉法に基づく「指定児童発達支援事業」（以下、「児童発達支援」）について以下の契約をします。

（契約の目的）

第1条 この契約は、児童福祉法の理念に則り、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、受給者証の支給決定期間と同じとし、利用者と事業者双方から申し出がない場合は、就学時までそのまま自動更新といたします。

（個別支援計画）

第3条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般も状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し、個別支援計画を作成します。

2 事業者は、個別支援計画の内容について、利用者又はその家族に対し説明し、文書により同意を得る事とします。

3 事業者は個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い、少なくとも6か月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の見直しを行います。変更については利用者またはその保護者に説明を行い、文書にて同意を得る事とします。

（事業の主たる対象とする障がいの種類とサービス内容）

第4条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に記載している主たる対象とする障がい種別の利用者に対して、同じく別紙「重要事項説明書」に記載しているサービスの内容を提供します。

（利用料金）

第5条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する児童発達支援の給付費に対して、利用者負担額（厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額から給付費の額を控除した額。「受給者証」に記載されている負担上限額が利用者の1か月分の負担上限額となります。）を事業者に支払います。なお給付費の額については、事業者が市町村より代理受領いたしますので、利用者が直接払う必要はありません。

2 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載する給付費対象外サービス（実費）に対して、所定の料金を事業者に支払います。

3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い利用者の同意を得ることとします。

（利用料金の支払い）

第6条 利用者は、前条第1条及び第2条に定める額の合計額（以下「利用料金」という。）の月額分を事業者に支払います。

2 事業者は、利用料金に係る請求書を別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに利用者に送付します。

3 利用者は、請求があった利用料金について別紙「重要事項説明書」に記載されている期日までに事業者に支払います。

4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けた時は、利用者に領収証を交付します。

(説明義務)

第7条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明を行います。

(安全配慮義務並びに事故発生時の対応)

第8条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体の安全確保に配慮します。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の援助)

第9条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力病院利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

2 前項のほか、事業者は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、利用者に対して虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、責任者を設置しサービス提供担当者に虐待防止、啓発のための研修を実施します。

(秘密の保持)

第11条 事業者は業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者は保育所・幼稚園並びにその他指定通所支援事業者・指定障害福祉サービス事業者等の関係機関に対し、利用者に関する情報提供をする際は予め文書により利用者又はその保護者の同意を得ることとします。

(苦情解決)

第12条 利用者及びその保護者は、事業者が提供するサービスに関して、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載する苦情受付窓口にて苦情を申し立てることができます。

2 事業者は苦情が申し立てられた場合、速やかに事実関係を確認し、改善の必要性及び方法等について、利用者又は家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及び家族が苦情を申し立てたことを理由として、利用者に対し不利益な対応はしません。

(契約の終了)

第13条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。

2 前項に関わらず、事業者が次の各号に該当する行為があった場合には、利用者はただちにこの契約を解除することができます。

(1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

(2) 事業者が第12条に定める(秘密の保持)に違反した場合

(3) 事業者が社会通念に逸脱した行為をした場合

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において由を示した文書で通知する事によりこの契約を解除することができます。

4 前項にかかわらず、利用者が各号に該当する場合には、事業者は直ちにこの契約を解除することができます。

(1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を3か月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合

(2) 利用者が故意または重大な過失により、事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、契約を継続しがたい重大事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(3) 利用者及びその保護者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(4) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背任行為を行ったと認めた場合

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合

(6) 利用者が連続して3か月を超えて医療期間に入院すると確実に見込まれる場合又は現に連続して3か月を超えて入院した場合

(7) 利用者が死亡した場合

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償するものとします。

3 事業者は、自己責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

(1) 利用者及びその保護者が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合

(2) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が生じた場合

(協議事項)

第15条 この契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は児童福祉法並びに関係法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者名 社会福祉法人 博友会

指定児童発達支援事業所「ロッティなか」

管理者 \_\_\_\_\_ 印

事業所所在地 〒311-0105  
茨城県那珂市菅谷 6247 番地

契約者 住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_

## ロッティなか

# 指定児童発達支援事業重要事項説明書

児童発達支援事業サービス提供にあたり厚生労働省令に基づいて事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意いただきことを次のとおり説明いたします。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 博友会
- (2) 法人所在地 茨城県常陸大宮市野口平1 4 6 - 1
- (3) 電話番号 (代)0295 (54) 2555
- (4) 代表者氏名 理事長 鈴木 邦彦
- (5) 設立年月日 平成 12 年 10 月 5 日

### 2. 事業所の概要

- (1) 事業所開始日 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 事業内容 指定児童発達支援事業
- (3) 事業所の名称 児童発達支援事業「ロッティなか」
- (4) 事業所所在地 茨城県那珂市菅谷6 2 4 7 番地
- (5) 電話番号 029 (212) 7801
- (6) 管理者 \_\_\_\_\_
- (7) 目的・運営方針

利用者が日常生活にける基本的動作及び知識技能を習得し、並び集団生活に適応することができるよう、利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効率的な指導訓練を行うことを目的とします。

### 3. サービス提供職員の状況

|             |     |                     |
|-------------|-----|---------------------|
| 管理者         | 1 名 | 事業所内の事業を兼務          |
| 児童発達支援管理責任者 | 1 名 | 児童発達支援と就労継続支援 B 型兼務 |
| 保育士         | 2 名 | 専従                  |
| 支援員         | 1 名 | 就労継続支援 B 型兼務        |

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を順守し指定児童発達支援サービスを提供する上記の職員を配置しております。

### 4. サービスに係る施設、設備の概要

#### (1) 施設

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 建物構造 | 木造平屋建                 |
| 敷地面積 | 899.17 m <sup>2</sup> |
| 延べ床面 | 134.15 m <sup>2</sup> |

## (2) 主な設備

| 居室・設備の種類          | 数 | 備考                   |
|-------------------|---|----------------------|
| 指導訓練室             | 1 | 30.2 m <sup>2</sup>  |
| 作業訓練室             | 1 | 13.24 m <sup>2</sup> |
| 多目的室              | 1 | 16.56 m <sup>2</sup> |
| 相談室               | 1 | 10.76 m <sup>2</sup> |
| 事務室               | 1 | 12.42 m <sup>2</sup> |
| 食堂                | 1 | 13.24 m <sup>2</sup> |
| 洗面所               | 1 | 3.31 m <sup>2</sup>  |
| 便所<br>大人用 2、子供用 1 | 3 |                      |

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を順守し上記の施設、設備を設置しております。

## 5. サービスの内容

### (1) 児童発達支援

幼稚園や保育園入園もしくは就学に向けて発達を助長を目的に日常生活の基本習慣を身に付け、集団生活への早期参加を助長するサービスです。

①営業日 月曜日から金曜日、ただしお盆中の3日間と12月29日から1月3日  
国民の祝日と臨時休業を除く

②営業時間 9時から13時まで

③定員 児童発達支援・放課後等デイサービス 合計10名

④主たる対象とする障がいの種類

療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要のあると認められる未就学の児童

⑤通常の事業実施地域

事業の実施地域は那珂市、常陸大宮市、常陸太田市、水戸市、城里町とする  
通常の実施地域外での実施する場合もある。

⑥療育活動

個別支援計画に基づき、個別、集団の療育活動を実施します

⑦レクリエーション

誕生会や外出等のレクリエーションを実施します

## 6. サービス利用料金（利用契約書第5条参照）

(1) 定率負担額（1割相当）

(2) 実費

定率負担額以外の費用は給付費対象ではありません。外出行事等の場合その都度かかる費用につきまして説明を行います。

その料金は【別表1】料金表のとおりです。

(3) サービス利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求書をお送りしますので

下記の方法によりお支払いをお願いします。

I-net サービス利用による口座振替（利用月翌月 25 日までに自動引き落とし）  
契約時に手続きをお願いします。

#### 7. 利用日のキャンセル・変更及びその料金

- (1) 利用予定日の前に利用をキャンセル・変更することができます。この場合には利用予定日の前日 12 時までに事業者申し出てください。  
急病等により急にキャンセルした場合は、月に 4 回を限度とし欠席時対応加算を算定する場合があります。その場合には家族との調整内容や相談援助の記録を残します。

#### 8. サービス利用に関する留意事項

##### (1) 受給者証の確認（利用契約書第 2 条参照）

「住所」及び「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更や更新があった場合はできるだけ速やかに本事業所職員にお知らせください。

#### 9. サービス実施の記録について

- (1) 当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容など記録し、利用者にもその内容の確認をいただきます。内容に関して間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお児童発達支援計画及びサービス提供ごとの記録はサービス提供より 5 年間保存します。

#### 10. 個人情報保護について

- (1) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。ただしサービスを行う上で他事業所及び、医療機関との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を依頼された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供いたします。

#### 11. 緊急時の対応

- (1) 利用者が病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡を行います。管理者へも報告しその指示に従い適切且つ迅速に全力をあげて対応するとともにご家族又は指定された緊急連絡先へも連絡します。

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 協力医療機関 | 医療法人 博仁会 志村大宮病院 |
| 院長名    | 鈴木 邦彦           |
| 所在地    | 茨城県常陸大宮市上町 313  |
| 電話番号   | 0295-53-1111    |

#### 12. 要望、苦情等の申し立て及び虐待防止に関する相談窓口

- ① ロッティなか サービス管理責任者 \_\_\_\_\_  
電話 029-212-7801
- ② 那珂市役所保健福祉部社会福祉課障がい者支援グループ  
電話 029-298-1111（内線 127）
- ③ 茨城県庁障害福祉課  
電話 029-301-3357



④茨城県国民健康保険連合会 介護保険苦情相談室  
電話 029-301-1505

1 3. 安全管理体制

- (1) 非常照明及び誘導灯の設置
- (2) 消火器の設置

1 4. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 設備・器具の使用

事業所内の設備、器具は本来の利用方法に従ってご利用ください。  
これに反したご利用方法によって破損が生じた場合には賠償していただくことが  
ございます。

(2) 貴重品の管理

貴重品は利用者の自己責任において管理していただきます。

(3) 施設内での活動

利用者の思想、信仰は自由ですが他の利用者及び家族等に対する  
宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。

1 5. 第三者評価について

当事業所におきましては第三者による評価は実施しておりません。

1 6. 個人情報のお取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては「個人情報のお取り扱いについてのお知らせ」にて  
ご説明させていただいたとおりです。（「個人情報についてのお知らせ 08 版」）添付

年 月 日

指定児童発達支援の提供及び利用開始に際し本文書面にに基づき重要事項の  
説明を行いました。

ロツティなか

児童発達管理責任者 \_\_\_\_\_ 印

重要事項の説明を受けました。 利用者 \_\_\_\_\_

保護者 \_\_\_\_\_ 印